

箕面市障害者グループホーム補助金にかかる制度見直しの延期について

かねてから箕面市障害者グループホーム補助金交付事業の制度見直しについてお示ししてきたところではありますが、今般、下記のとおり制度見直しの時期を延期することを決定しました。

記

- ① 令和 2 年度末（令和 3 年 3 月）までとしていた既存交付先への箕面市障害者グループホーム施設借上費補助金の交付については、令和 3 年度末（令和 4 年 3 月）まで延長します。
- ② 令和 3 年度から実施予定としていた経過措置（大家への賃料差額助成および利用者個人への激変緩和措置）については、①の決定に伴い、令和 3 年度には実施しません。
- ③ 令和 2 年度から実施している、「箕面市障害者グループホーム住居オーナー助成金（新設グループホームの住居オーナーへの助成金）」については、令和 5 年度まで実施予定としていましたが、①の決定に伴い、令和 3 年度は実施しません。
- ④ 令和 4 年度以降の箕面市障害者グループホーム補助金交付事業については、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて、現在お示ししている見直し内容を踏まえ、改めて関係者等との意見交換を実施しながら検討してまいります。

以上